

12月4日(金)から10日(木)は

第67回人権週間



誰もが大切なものと理解しているはずの人権ですが、みんなの人権が尊重される社会にするにはどうしたら良いか、人権週間を機会に改めて考えてみましょう。

みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心～

基本的人権の尊重

人権(基本的人権)とは、人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらに持っている権利であり、日本国憲法において国民に保障されています。



人権週間の設置

昭和23年12月10日、国連で世界人権宣言が採択されました。これを記念して、国連ではこの日を人権デーと定めています。我が国では毎年12月4日からこの人権デーまでの1週間を人権週間と定めて、全国的な活動が推進されています。



真の人権の世紀に

21世紀が人権の世紀であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう、社会全体で不断の努力を続けていくことが必要です。

私たちは、基本的人権をお互いに尊重し合い、それを自分たちの力で大切に守り育てていかなければなりません。

家庭や地域、学校、職場など日常生活におけるルールとしての人権感覚や、人権への正しい知識を十分に身に付け、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現を目指しましょう。

本年度強調事項

- ①女性の人権を守ろう②子どもの人権を守ろう③高齢者を大切にすることを育てよう④障害のある人の自立と社会参加を進めよう⑤同和問題に関する偏見や差別をなくそう⑥アイヌの人々に対する理解を深めよう⑦外国人の人権を尊重しよう⑧HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう⑨刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう⑬ホームレスに対する偏見をなくそう⑭性的指向を理由とする差別をなくそう⑮性同一性障害を理由とする差別をなくそう⑯人身取引をなくそう⑰東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

問い合わせ 社会福祉課社会係(東原庁舎内)☎内線77242、社会教育課社会教育係☎内線3333へ

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができる後納制度が、今年10月1日から平成30年9月30日まで3年間限りの特例として開始されました。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

※老齢基礎年金の受給者などは、後納制度の利用はできません

※納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

まずは申し込み窓口でご相談ください。

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-21607へ

国民年金保険料「5年の後納制度」が開始になりました

年金の窓口からお知らせ



ご協力ください 使用済み小型家電の拠点回収

市ではごみの減量化を目的に、使用済み小型家電の拠点回収を12月1日(火)から開始します。

市民の皆さんに、より身近に取り組んでいただけるよう、市内8カ所に小型家電リサイクルボックスを設置し、これまで燃やせないごみとして処理されていた小型家電を回収して再資源化します。

これまでどおり、燃やせないごみとしてごみステーションへの搬出も可能ですが、各地区に設置されるリサイクルボックスの有効活用にご協力をお願いします。

詳しくは回覧をご覧ください。

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内)☎内線77373へ

リサイクルボックス設置箇所 市役所本庁舎、市役所東原庁舎、利南公民館、池田公民館、薄根公民館、川田公民館、白沢・利根支所

回収対象 ボックス投入口(縦15cm 横30cm)に入る、使用済み小型家電



※画像はイメージです

飼い主の皆さん 犬や猫を正しく飼いましょう

犬や猫などのペットもあなたの家族です。家族の一員として終生飼うことが飼い主の責任です。他人に迷惑を掛けないよう責任を持って飼いましょう。

どうしても飼えなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけましょう。

問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内)☎内線76207へ

○犬を放し飼いにしないで

犬は、昼夜を問わず繋いで飼うか、おりの中で飼いましょう。散歩の時も、リード(引き綱)は必ず付けましょう。

○鳴き声・悪臭にご用心

無駄に吠えないようにしつけましょう。ストレスがたまると、鳴き声などで周りの人に迷惑をかけることがありますので、適度な運動をさせましょう。また、飼っている場所を清潔にするよう心掛けましょう。

○散歩のマナーを守り、環境美化に努めましょう

散歩のときは袋やシャベルを携帯し、ふんは必ず持ち帰りましょう。

○犬・猫を捨てないで

捨てることのないよう十分考えてから飼いましょう。子犬・子猫が生まれても育てられないと分かっているときは、小さな命を大切に、不幸な動物を増やさないためにも飼い主の責任で避妊・去勢手術を受けさせましょう。

動物を公園などに捨てたり、虐待をした場合は、動物の愛護及び管理に関する法律により処罰されます。

※動物をみだりに殺し、または傷つけた者は2年以下の懲役、または200万円以下の罰金、捨てた(遺棄)者は100万円以下の罰金



農業委員会委員選挙人名簿の登録申請受付の廃止について

今年9月4日に農協協同組合法などの一部を改正する法律が公布され、農業委員会の委員選出方法が公選制から任命制に変更となり、選挙人名簿の登録申請受け付けが廃止されることとなりました。

毎年12月中に登録申請書を郵送していましたが、今年度から郵送しませんのでご了承ください。

問い合わせ 農業委員会☎内線3240へ

